

第 19 回 農業委員会総会議事録

日 時 令和 7 年 1 月 27 日 13:30～13:58

場 所 役場庁舎 会議室

出席委員（承認印）

1 番 埜田	2 番 八田	3 番 佐藤	4 番 内田	5 番 大島	6 番 鈴木	7 番 山口
8 番 水崎	9 番 柴田	10 番 加茂	11 番 水崎	12 番 濱野	13 番 出羽	

欠席委員：鈴木委員

議案説明のため出席した職員：野原事務局長、山下主事

1 開会

2 議事録署名委員の指名

7 番 山口委員
8 番 水崎委員

3 報告事項

- (1) 諸般の報告について
- (2) 1 月の業務報告について
- (3) 2 月の業務予定について
- (4) あっせん報告について

4 議案

- 第 1 号 合意解約通知の成立状況の確認について
- 第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 3 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願について

5 協議事項

- (1) その他

6 その他

- (1) 次回の総会 2 月 25 日（火）午後 1 時 30 分から
- (2) その他

事務局長	お疲れ様でございます。 ただ今から第１９回農業委員会総会を開会いたします。 礼を交わします。起立。礼。 本日、鈴木委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 ただ今の出席委員数は、１２名で定足数に達しております。 これより先は議長の進行でお願い致します。
議長	皆さん今日は大変ご苦勞様でございます。 また年金の研修会に出られた方は大変ご苦勞様でした。 それでは総会を進めて参りたいと思います。 日程２の議事録署名委員の指名をいたします。 ７番 山口委員、８番 水崎保好委員この両名を指名いたします。 続きまして日程３の報告事項に入ります。 （１）の諸般の報告について 皆さんの方からなければ、 （２）１月の業務報告 及び （３）２月の業務予定について、事務局から説明願います。
事務局長	議案３ページをお開きください （２）１月の業務報告についてですが、 １２日２０歳を祝う会に出羽会長出席していただきます。 １５日中島地区の賃貸のあっせん委員会を開催しています。のちほどご報告いたします。 １６日農業者年金の研修に委員８名参加をいただいています。 （３）２月の業務予定についてですが、 ５、６日南十勝の研修会、委員１２名が参加予定となっております。こちらの詳細については総会後、改めてご説明いたします。 １４日会長・代理・局長の研修となっております。 １９日営農セミナーがあり、総会後にご案内いたします。 下旬の総会となっております。 以上となります。
議長	以上で報告事項を終わります。 続きまして、（４）あっせん報告について、事務局から説明願います。
事務局長	今回のあっせん報告は、売買１件の成立となっております。 議案４ページをご覧下さい。売買の番号番です。議案５ページに位置図、６ページに地番図となっております。

議長	売り主は、太田孝良さんで、買い主は、小山秀樹さんです。 土地の所在は、中戸蔦東6線128番1のほか合計6筆、39,859㎡の農地です。 売買価格は10アール当たり230,000円で、総額9,160,000円です。 一般売買で合意しています。 以上です。 次に、議案の審議へ移ります。 議案第1号 合意解約通知の成立状況の確認について 関連ありますので一括して、合意解約の番号1番から4番までについて事務局から説明願います。
事務局長	7ページをご覧ください。番号1番から4番まで関連がありますので一括して提案させていただきます。 番号1番です。 貸主は、山崎正彦さんで、借主は、北島俊之さんです。 議案7ページ下段をご覧ください。 1つが令和3年12月28日から、2つ目が令和4年12月27日からで、農地法第3条により賃貸借をしていましたが、令和7年1月9日をもって合意解約する通知の提出がありました。 続きまして、番号2番です。 貸主は、山崎明知さんで、借主は、北島俊之さんです。 議案8ページ中段をご覧ください。 令和4年12月27日から農地法第3条により賃貸借をしていましたが、令和7年1月9日をもって合意解約する通知の提出がありました。 続きまして、番号3番です。 貸主は、森常子さんで、借主は、北島俊之さんです。 議案8ページ下段をご覧ください。 平成29年4月27日から農地法第3条により賃貸借をしていましたが、令和7年1月9日をもって合意解約する通知の提出がありました。 続きまして、番号4番です。 貸主は、森泰敏さんで、借主は、北島俊之さんです。 議案9ページをご覧ください。 1つ目が平成26年12月24日から、2つ目が平成29年4月27日から、3つ目が平成30年2月27日から、農地法第3条により賃貸借をしていましたが、令和7年1月9日をもって合意解約する通知の提出がありました。 本案件4件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第18条第1項第2号の規定に基づく引き渡し前6ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。

	説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第 1 号 合意解約の番号 1 番から 4 番までについて、承認決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	議案第 1 号 合意解約の番号 1 番から 4 番は、原案どおり可決決定されました。 次の議案第 2 号 所有権移転の 1 番については、大島委員が当事者となっている案件です。農業委員会法第 3 1 条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 暫時休憩いたします。 (大島委員は退席)
議長	会議を再開いたします。 (1) 所有権移転の番号 1 番について事務局から説明願います。
事務局長	議案 1 0 ページをご覧ください。所有権移転の番号 1 番です。 大島富康さん所有の農地を息子で後継者である大島克仁さんへ贈与する案件です。土地の所在は、南常盤東 2 線 2 9 2 番 1 のほか、合計 1 4 筆、219, 941. 00 m ² です。 1 1 ページが位置図で、1 2 ページが地番図となっています。 地区担当委員は、佐藤委員、加茂委員です。 なお、本案件は別紙でお配りしている調査書 1 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 所有権移転の番号 1 番について、地区担当委員の意見を求めます。 3 番 佐藤委員 何か補足などありませんか。
佐藤委員	ありません。

議長	10番 加茂委員 何か補足などありませんか。
加茂委員	ありません。
議長	それでは、所有権移転の番号1番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第2号 所有権移転の番号1番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	議案第2号 所有権移転の1番は、原案どおり可決決定されました。 暫時休憩いたします。 (大島委員は着席)
議長	会議を再開いたします。 続いて、所有権移転の番号2番について事務局から説明願います。
事務局長	議案13ページをご覧ください。所有権移転の番号2番です。 中札内村所有の農地を有限会社中島生産組合が無償で交換する案件です。土地の所在は、上札内西2線353番の1筆、5,998.00㎡です。 14ページが位置図で、15ページが地番図となっています。 現地確認は、水崎保好委員、出羽会長が行っています。 なお、本案件は別紙でお配りしている調査書2ページのとおり農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 所有権移転の番号2番について、現地確認委員の意見を求めます。 8番 水崎保好委員 何か補足などありませんか。
水崎委員	ありません。
議長	はい。私も確認しましたが、特にございません。 それでは、所有権移転の番号2番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。

委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第2号 所有権移転の番号2番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	議案第2号 所有権移転の2番は、原案どおり可決決定されました。 (2) 賃借権設定の番号1番について説明願います。
事務局長	議案16ページをご覧ください。 賃貸借の番号1番です。 貸主は、山崎正彦さんで、借主は、北島卓弥さんです。 土地の所在は、栄東1線267番1ほか、合計13筆、173,587.00㎡です。 賃貸借期間は、許可の日から令和12年12月31日までの6年で、 借賃は10アール当たり9,000円、一部10,000円、年額 1,615,000円です。 議案17ページに位置図を、18・19ページに地番図をお付けしております。 現地確認は、佐藤委員、大島委員が行っています。 なお、別紙でお配りしている資料 調査書3ページに記載のとおり、 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 賃借権設定の番号1番について、現地確認委員の意見を求めます。 3番 佐藤委員 何か補足などありませんか。
佐藤委員	ありません。
議長	5番 大島委員 何か補足などありませんか。
大島委員	ありません。
議長	それでは、賃借権設定の番号1番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありますか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第2号(2) 賃借権設定の番号1番について、原案どおり可決決定する

	ことに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	議案第２号（２）賃借権設定の１番は、原案どおり可決決定されました。 続いて、賃借権設定の番号２番について説明願います。
事務局長	議案２０ページをご覧ください。 賃貸借の番号２番です。 貸主は、山崎明知さんで、借主は、北島卓弥さんです。 土地の所在は、栄東３線１４９番２ほか、合計３筆、49,763.00㎡です。 賃貸借期間は、許可の日から令和７年１２月３１日までの１年で、 借賃は１０アール当たり８,750円、年額４35,000円です。 議案２１ページに位置図を、２２ページに地番図をお付けしております。 現地確認は、佐藤委員、大島委員が行っています。 なお、別紙でお配りしている資料 調査書４ページに記載のとおり、 農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 賃借権設定の番号２番について、現地確認委員の意見を求めます。
	３番 佐藤委員 何か補足などありませんか。
佐藤委員	ありません。
議長	５番 大島委員 何か補足などありませんか。
大島委員	ありません。
議長	それでは、賃借権設定の番号２番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第２号（２）賃借権設定の番号２番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	議案第２号（２）賃借権設定の２番は、原案どおり可決決定されました。 続いて、賃借権設定の番号３番について説明願います。

事務局長	議案２０ページをご覧ください。 賃貸借の番号３番です。 貸主は、森常子さんで、借主は、北島卓弥さんです。 土地の所在は、栄東２線１５１番１のほか、合計２筆、44,108.00㎡です。 賃貸借期間は、許可の日から令和１７年１２月３１日までの１１年で、 借賃は１０アール当たり８,５００円、年額３０６,０００円です。 議案２３ページに位置図を、２４ページに地番図をお付けしております。 現地確認は、佐藤委員、大島委員が行っています。 なお、別紙でお配りしている資料 調査書５ページに記載のとおり、 農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 賃借権設定の番号３番について、現地確認委員の意見を求めます。
	３番 佐藤委員 何か補足などありませんか。
佐藤委員	ありません。
議長	５番 大島委員 何か補足などありませんか。
大島委員	ありません。
議長	それでは、賃借権設定の番号３番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第２号（２）賃借権設定の番号３番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	議案第２号（２）賃借権設定の３番は、原案どおり可決決定されました。 続いて、賃借権設定の番号４番について説明願います。
事務局長	議案２５ページをご覧ください。 賃貸借の番号４番です。 貸主は、森泰敏さんで、借主は、北島卓弥さんです。 土地の所在は、栄東２線２８０番１のほか、合計１３筆、134,413.99㎡です。 賃貸借期間は、許可の日から令和１７年１２月３１日までの１１年で、

	借賃は１０アール当たり 10,000 円、一部 8,500 円、年額 1,187,000 円です。 議案 26 ページに位置図を、27、28 ページに地番図をお付けしております。 現地確認は、佐藤委員、大島委員が行っています。 なお、別紙でお配りしている資料 調査書 6 ページに記載のとおり、 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 賃借権設定の番号 4 番について、現地確認委員の意見を求めます。
	3 番 佐藤委員 何か補足などありませんか。
佐藤委員	ありません。
議長	5 番 大島委員 何か補足などありませんか。
大島委員	ありません。
議長	それでは、賃借権設定の番号 4 番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第 2 号（2）賃借権設定の番号 4 番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	議案第 2 号（2）賃借権設定の 4 番は、原案どおり可決決定されました。 次に（3）使用賃借権設定の番号 1 番について事務局から説明願います。
事務局長	議案 29 ページ・30 ページをご覧ください。 使用賃借の番号 1 番です。 北島俊之さん所有の農地を経営移譲のため息子の北島卓弥さんへ使用賃借する案件です。 土地の所在は、栄東 4 線 160 番 6 の他、合計 49 筆、304,621.58 ㎡です。 使用賃借期間は、許可の日から令和 17 年 12 月 31 日までです。 議案 31 ページに位置図を、32 ページから 35 ページに地番図をお付けしております。 なお、本案件は別紙でお配りしている調査書 7 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 地区担当委員は、佐藤委員、大島委員となっております。

	説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。
	使用貸借権の番号 1 番について地区担当委員の意見を求めます。
	3 番 佐藤委員 何か補足などありませんか。
佐藤委員	ありません。
議長	5 番 大島委員 何か補足などありませんか。
大島委員	ありません。
議長	それでは、使用貸借権の番号 1 番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。
	議案第 2 号 (3) 使用貸借権の番号 1 番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	議案第 2 号 (3) 使用貸借権の 1 番は、原案どおり可決決定されました。
	議案第 3 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
	売買の番号 1 番について、事務局から説明願います。
事務局	議案 36 ページをお開きください。 今回の案件は、売買 3 件、利用権移転 1 件です。
	37 ページをお開き願います。 売買の番号 1 番です。 鈴木文雄さんから公益財団法人北海道農業公社への所有権移転の案件です。 土地の所在は、新札内南東 6 線 232 番 1 のほか、合計 13 筆、104,610.00 m ² の農地で、所有権移転の時期は令和 7 年 1 月 28 日です。 対価の支払期限は、令和 7 年 3 月 14 日までで売買価格は 15,910,000 円です。
	説明は以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。

	それでは、売買の番号 1 番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。番号 1 番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号 1 番は原案どおり可決されました。 以上で議案の審議を終わります。
事務局	次に、売買の番号 2 番について、事務局から説明願います。 38 ページ上段をご覧ください。 売買の番号 2 番です。 坂田信夫さんから公益財団法人北海道農業公社への所有権移転の案件です。 土地の所在は、元札内東 2 線 304 番 1 のほか、合計 8 筆、49,426.51 m²の農地で、所有権移転の時期は令和 7 年 1 月 28 日です。 対価の支払期限は、令和 7 年 3 月 14 日までで売買価格は 10,870,000 円です。 説明は以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、売買の番号 2 番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。番号 2 番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号 2 番は原案どおり可決されました。
事務局	次に、売買の番号 3 番について、事務局から説明願います。 売買の番号 3 番です。 太田孝良さんから小山秀樹さんへの所有権移転の案件です。 土地の所在は、中戸蔦東 6 線 128 番 1 のほか、合計 6 筆、39,859.00 m²の農地で、所有権移転の時期は対価の支払日です。 対価の支払期限は、令和 7 年 3 月 31 日までで売買価格は 9,160,000 円で

	す。 説明は以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、売買の番号３番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。番号３番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号３番は原案どおり可決されました。 続きまして、利用権移転の番号１番について、事務局から説明願います。
事務局	３９ページをご覧ください。 利用権移転の番号１番です。 北島俊之さんが紺野久美子さんから借りている農地を経営移譲に伴い利用権を息子さんの北島卓弥さんに移転する案件です。 土地の所在は、栄東４線１６９番３の２ほか、合計８筆、115,171.00㎡の農地です。 期間は、令和７年１月２８日から令和８年１２月３１日までの賃貸借で、借賃は年額８８４,０００円です。 説明は以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、利用権移転の番号１番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。番号１番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決されました。 次に、議案第４号 農地法第３条の規定による許可処分取消願について 所有権移転の許可処分取消願 番号１番について、事務局から説明願います。

事務局長	す。 議案４０ページをご覧ください。 所有権移転の許可処分の取消願 番号１番です。 願出人は、近藤一さんと（有）横山産業で、 令和６年４月２６日中農委第１０７９号で許可を受けた新札内南東３線２１番１のほか合計７筆、148,101.37㎡の農地です。 取消理由は、（有）横山産業が資金の調達ができなかったためとなっております。 説明は以上です。
議長	それでは番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決決定しました。 以上で議案審議を終わります。 次に日程５の協議事項に入ります。 協議事項（１）その他については、事務局からないようですので、皆さんから何かございますか？
委員	（「ナシ」の声）
議長	それではないようですので、続いて、日程６（１）その他ですが（１）次の総会の日程について事務局からお願いします。
事務局長	（１）次回の総会ですが、２月２５日（火）午後１時３０分から役場庁舎・議場をお願いいたします。
議長	次回の総会は、２月２５日火曜日の午後１時３０分から、開催場所は、役場庁舎・議場をお願いいたします。 （２）その他事務局から何かありますか。
事務局長	ありません。

議長	その他 皆さんから何かありますか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	それではないようですので、以上で第19回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 (「お疲れ様でした。」の声) (13時58分閉会)

本議事録は、会議の顛末について記録されており、間違いないことを認めここに署名する。

令和7年1月29日

議 長 _____

署名委員（議席 番 _____）

署名委員（議席 番 _____）